

2012年日本の判例動向

はじめに

2012年の1年間に下された日本の難民訴訟判決のうち、難民研究フォーラムが確認し得た事例は11件あった¹。国籍別でみると、ビルマ（ミャンマー）が最大で8件であり、ウガンダ、パキスタンおよびイランがそれぞれ1件あった。ビルマ案件はいずれも少数民族出身者の事案であり、うち半数の4件がロヒンギャ族の事案²であった。11件のうち、難民が勝訴した事件は、2月23日の大阪地裁判決のウガンダ難民事件、4月13日の東京地裁判決のビルマ・チン難民事件、及び4月26日の東京高裁判決のビルマ・チン難民事件であり、また、ビルマ・ロヒンギャ集団訴訟においては、控訴人18人のうち1人が逆転勝訴で難民該当性を認められた。

本稿では、2012年に確認し得た判決のうちロヒンギャ難民事件以外のものを分析の対象とする。裁判の論点として、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」の解釈及び信憑性に焦点を当てる。どちらの論点も、2012年も例年どおり厳格な判断が行われたが、信憑性に関しては柔軟な解釈がされる事案もあった。

1. 裁判の論点

(1) 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖

「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」について、裁判所は、2012年も従来どおり、迫害の対象となる集団への所属のみでは足りない³と判断するなど、申請者が政府当局から「個別・具体的」に直接標的にされていることの証明を求めた。

a. 事例1

4月10日の東京地裁判決は、強制労働に関連した迫害のおそれを主張する原告（ビルマ・チン族出身の男性）の事案である。この事案では、チン族一般に対する強制労働がある事実を認め、かつ、原告が軍の兵士に無理矢理ポーターとして徴用されてその際に受傷したとの供述とミャンマーにおけるチン族に関する出身国情報には整合性があると認めた。その一方で、原告の経験は「偶発的かつ一過性のもに過ぎない」とし、「ミャンマー軍が殊更に原告に関心を寄せて継続的に注視しているとは到底考えられない」ことから、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を有するとは認められないと判断して原告の難民性を否定した（高裁判決でも原審を維持）。

b. 事例2

6月21日の東京高裁判決は、反政府活動などを理由に迫害を受けるおそれを主張したイラン・クルド人男性について、「イランの政府当局から〔団体名（身元が判明するおそれがあることから削除）〕の指導者や武装活動家として直接把握されていたと認めることはできず、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められない」と判断し、原告の難民性を否定した原審判断を維持した。

c. 小括

上記2つの判例は、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」について、集団への所属や実際の迫害経験から生じる将来への恐怖では足りない⁴と判断された典型的な判決と言える。その集団内において申請者が特別目立つ存在であることや指導者であるがゆえに、当局に継続的に「個別・具体的」に殊更注視されていることが求められた。つまり、帰国した場合に100%に近い蓋然性で迫害を受けることが求められ、その国のエリートしか難民として認められないような厳格な解釈がされている。

(2) 信憑性

難民該当性判断において要となる信憑性判断について、2012年も例年どおり、供述の一貫性について等、厳格な評価が多かった。一方で、客観証拠との関連や出身国情報と一致する事案では、柔軟な判断も見られた。

a. 事例1

ビルマのチン族の難民事件判決（東京地判平24・4・10）において、一過性のものでないことを証明する主張（原告がポーター業務から逃走した後、3回にわたり兵士が自宅を訪れ、原告を捜しに来たこと）について、「いずれも供述を裏付けるに足りる客観的な証拠は認められない」と裁判所は指摘した。さらに、「原告の供述自体、曖昧」であり具体的に「難民認定申請書に全く記載がなく」、「代理人受任時のインタビューにおいても、原告が2回目及び3回目の訪問について述べていたとは認められない」ことから、「原告の供述態度は不自然」と判断した。加えて、3回目の訪問について、姉から聞いたのか母から聞いたのかについて、時によって異なる回答をして「供述が変遷している」ため、供述自体、容易に信用することができないと判断した。

b. 事例2

一方、反政府活動に関連して迫害を受けるおそれを主張し、難民に該当すると認められたウガンダ難民事件の判決（大阪地判平24・2・23）では、一般出身国情報と申請者の供述に齟齬があることや供述に一貫性が無いこと等を理由として、申請者は疑わしいと国側が指摘したのに対し、裁判所は、証拠の不自然な点については、それを否定する確かな証拠の有無や証拠を否定す

る十分な理由がないことをもって、「ことさら不合理な点は認められないことからすれば、これらの点に関する原告の供述は基本的に信用できる」と判断し、難民に該当すると判断した。つまり、当該ウガンダ案件においては、難民法解釈において諸外国では一般的に受け入れられている「疑わしきは難民申請者の利益に」が適用されたとも言える。

c.事例3

さらに、ビルマのチン族の判決（東京地判平24・4・13）では、特に主張を裏付ける「個別・具体的」証拠は無かったが、一般出身国情報と本人の供述及び日本での宗教指導者としての活動を照らし合わせ、宗教指導者である申請者は、本国に帰国すれば、ミャンマー政府から逮捕、拷問、裁判を経ない死刑等の制裁をうけるであろうことが認められた。

d.小括

このように、典型的な申請者の敗訴判決においては、個人的証拠が求められ、また供述に一貫性がないことを理由に、信用できないとされる事例が未だに多数存在する。その一方で、逮捕状が出ていることや指導者等の立場にいることから、「迫害をうけるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を有する高度な蓋然性があると考えられる案件に関しては、柔軟な信憑性判断がなされていると解することができる。逮捕状が出ていると主張するウガンダの案件においては、その逮捕状の不備を説明する合理的な証拠がないことから、逮捕状の信憑性を疑うことはできないと判断された。また、チンの宗教指導者の案件においては、個人的証拠がなくとも供述と一般出身国情報との一致により信憑性があると判断され、難民該当性が肯定された。これら2つの判決における信憑性判断は、過去の判決と比較しても非常に柔軟に解釈がされており、2012年の判決だけでなくこれまでの難民事件の判決の中でも注目すべき判決と言える。

(3) 分析

以上のように、2012年の難民事件判決のうち、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」の解釈及び信憑性に焦点を当てて分析する中で、両者には以下のような関連性がみられた。まず、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」があることを証明するに当たり、原告が政府から殊更に注視されているか否かが重要な基準となっている。殊更に注視されるか否かの判断要素となるのは、例えば、実際に逮捕状等が発付されていることや、特定の集団の指導者であることではないかと推測でき、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」の高度な蓋然性が求められている。次に、その高度な蓋然性があると判断できる申請者に対してのみ、信憑性評価が柔軟に行われているのではないかと分析できる。

2. まとめ

以上のとおり、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」は、申請者が政府当局から「個別・具体的」に標的にされていることが要求され、非常に厳格に判断がなされる。しかし、この関門を突破した申請者に限っては、信憑性評価において「疑わしきは申請者の利益に」という概念が適用され得ることが見えてきた。この概念は、未だ日本の判例では採用されたことがない³が、今後の適用に期待が持てる判決であると言える。

- 1 2012年の難民訴訟の判決総数は不明であるが、提訴数が2009年から2011年までに年間50件強で推移していることから、同数程度の判決が出されていることが推測できる。過去の難民事件の提訴数については、法務省入国管理局「出入国管理」（白書）（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan42.html）を参照にされたい。
- 2 ロヒンギャ事件は、「迫害」や「十分に理由のある恐怖」の解釈が主要な争点の一つになっていることから、近時の難民事件の動向を見る上で極めて重要であると言える。4件のうち1件は、控訴人18人からなる集団訴訟の高裁判決（東京高判平成24・9・12）であるが、当該事件が上告審係属中でもあることから、論評は最終結果が出される来年度以降に譲りたい。
- 3 鈴木雅子「日本における信憑性評価の現状とその課題」渡邊彰悟ほか編「日本における難民訴訟の発展と現在——伊藤和夫弁護士在職50周年祝賀論文集」現代人文社、2010年、212頁。

羽田野真帆（特定非営利活動法人名古屋難民支援室）